

社会福祉法人 みどり福祉会役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどり福祉会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、法人の業務に従事する役員及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 理事長とは、定款第16条第2項に定める理事長をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に定める評議員をいう。

(報酬の支給)

第3条 理事長並びに法人の業務執行のために必要な会議等へ出席した役員及び評議員には、別表に定める報酬を支給する。

- 2 法人の職員を兼ねている役員等で、職員としての給与を受けている場合には、役員等としての報酬は支給しない。

(旅費の支給)

第4条 役員等が業務執行のため出張した場合には、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の支給については、給与規程第13条の別表（2）－3とし、その額は、理事会の承認を受けた管理職にある者の旅費相当額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

- 2 社会福祉法人みどり福祉会役員報酬及び費用弁償に関する規則は、廃止する。

別 表

役員等の名称	報 酬 の 額
理 事 長	月額 400,000円
理 事	日額 10,000円
監 事	日額 10,000円
評 議 員	日額 10,000円